

# 地域まちづくり推進状況についての評価書に対する見解書

平成 19 年 10 月 25 日

横浜市

横浜市地域まちづくり推進条例及び同規則は、隔年ごとに過去 2 年間の地域まちづくりに関する施策の推進状況等を明らかにした報告書を市が作成し、これに対して地域まちづくり推進委員会が評価を行い、更にこれに対する見解を市が示すことを定めています。

今回の評価は条例が施行されて初めての評価であり、前例のない中、推進委員会では施策の細部及び個別の地域まちづくり団体の活動にまで踏み込み、地域まちづくりの推進状況を検討していただきました。推進委員会のご苦勞とご期待に応え、また、地域まちづくりを更に促進するために、評価に対する見解をここに示します。

地域まちづくり推進委員会の評価における主な意見	市の見解
<p><b>1 地域まちづくりグループ・組織・プラン・ルール</b></p> <p>地域まちづくりルール・プランの活用のため、地域まちづくりルールについては、認定にあたって建築協定や地区計画よりもハードルが低く、その項目の自由度も高いという特色をアピールし、積極的な活用を促すべきである。</p> <p>地域まちづくりプランについては、様々なプランとその後の取り組みなどを例示することによって、市民にプラン策定を意識的に促していく必要がある。</p> <p>都市計画の基本的な方針であり行政計画でもあるという性格やまちづくりへの効果を考慮すると、政策上重要な地区については、行政が主体的に地区プランの策定に取り組むことが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区計画や建築協定によるルールづくりの際に、地域まちづくりルールの特徴と効果をアピールし、活用を促進します。また、任意協定地区に対しても積極的に働きかけを行っていきます。</li><li>・地域まちづくりプランの内容や意義・効果について十分理解されていないことを踏まえ、平成 20 年度までに、プランの事例やプランに基づく成果などを集めたパンフレットを作成し、地域まちづくりプランの作成を促進します。</li><li>・後述する (4(1)) 「地域まちづくり戦略地区」の調査結果への対応策の一つとして、都市計画マスタープランの地区プランの活用を検討し、その活用を図っていきます。</li></ul>
<p><b>2 支援制度</b></p> <p>(1) コーディネーター派遣および活動助成</p> <p>支援制度の普及のためには、様々な団体に対する支援の実績を積み上げることにより成功例を数多く生み出すこと、そしてその成功例を示していくことで更に支援制度を利用してもらう、という循環を生み出すことが必要である。そのために、行政は従前の支援パターンにこだわることなく、積極的に様々なケースについて支援を行なっていくことが重要である。</p> <p>活動助成に関しては、たとえば年度開始前に周知を徹底するなど、運用面での改善が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・コーディネーター派遣及び活動助成について、支援事例を広報紙やホームページなどを使って紹介することにより、制度の利用を促進します。さらに、プラン・ルールの策定時よりも、策定後のフォローに対しても、さらには、プラン・ルール以外の地域まちづくりに対しても、積極的に支援を行っていきます。</li><li>・支援制度に関しては、年度開始前に登録グループ、認定組織に対して周知していきます。</li></ul>

<p><b>(2) 事業助成</b></p> <p>事業助成に関しては、補助金としての公平性や透明性を確保しつつ、ヨコハマ市民まち普請事業との違いの明確化、いえ・みち まち改善事業対象地区など地域性への配慮を行いながら、地域住民の創意工夫が発揮され地域住民が使いやすい制度に向けて、事業実施の実績を積み重ねながら、制度・運用を改善していくことが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年4月に地域まちづくり支援制度要綱を改正し、事業助成の枠組みを定めました。今後は、実績を積み重ねながら、分かりやすい助成制度としていきたいと考えています。</li> </ul>
<p><b>(3) ヨコハマ市民まち普請事業</b></p> <p>地域のグループがまち普請事業に取り組むことをきっかけとして、より多くの地域住民を巻き込みながら、広範囲の地域課題に対応する地域まちづくり活動に取り組むようになることや、まち普請事業に触発された他のグループが活動を始めるということが期待されるが、2年間を経てそうした動きはまだ少ない。このため、提案グループが継続的に地域まちづくり活動を行っていきけるよう、きめ細かいフォローアップが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案グループがその後も地域まちづくり活動に継続的に取り組み、さらに発展できるよう、ニュースレター等による情報提供、職員による出前塾、コーディネーター派遣など、各グループの状況に合わせた活動支援を行います。</li> </ul>
<p><b>(4) まちづくり支援団体との協働</b></p> <p>まちづくり支援団体による交流会やセミナー等の取り組みがさらに広く充実して展開されること、特に、全市を対象とした交流会等のみならず、区レベルあるいは地域レベルで交流会等が行われ、より具体的なまちづくりを考える場が作られることに期待する。区レベルでのまちづくり支援団体を発掘・育成し、連携をはかっていくことも重要である。</p> <p>準支援団体への支援については、準支援団体の技能・専門性を向上させ、支援団体を増やすことはもとより、区レベル、地域レベルで様々な取り組みが行われることが重要であるので、準支援団体への活動助成の弾力的な運用を検討してもらいたい。</p> <p>支援団体・準支援団体の活動分野についても、ルール・プラン、市街地開発、密集市街地の3分野のみならず、水・緑や福祉など、地域まちづくりに関連する分野へ拡大していくことが必要と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり支援団体による取り組みをさらに充実させるため、活動助成が利用しやすくなるよう見直しを行います。</li> <li>・区レベル・地域レベルでまちづくりに関する啓発活動やセミナー、交流会等を行う団体を準支援団体として活動助成することにより、準支援団体を育成するとともに、担い手の裾野拡大、様々な団体間の連携などを図っていきます。</li> <li>・支援団体・準支援団体の活動分野については、ルール・プラン、市街地開発、密集市街地の3分野を基本としながら地域まちづくりに関連する範囲で幅広い分野の団体との連携を図っていきます。</li> </ul>
<p><b>3 表彰</b></p> <p>横浜市地域まちづくり推進条例及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例によって表彰制度の仕組みが整ったので、両条例が連携をとるかたちでの早期の表彰の実施が望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰のための組織づくりを早急に行い、準備が整い次第実施します。</li> </ul>

<p><b>4 今後推進すべき施策</b></p> <p><b>(1) 把握されていない地域まちづくり団体、地域まちづくり戦略地区</b></p> <p>現状の登録・認定制度や支援制度では把握されていない地域まちづくり団体について、その活動状況を把握するための方法を検討し、さらにそれらの団体の活用やネットワーク化について検討する必要がある。</p> <p>地域を仔細に調査し、地域まちづくりをモデル的・先導的に進めるべき「地域まちづくり戦略地区」といったものを検討し、地域に情報提供しながらまちづくりを進め、新たな課題への対応を図る必要がある。</p> <p>以上の問題も含め、継続的に調査研究が行われるよう要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「把握されていない地域まちづくり団体」及び「地域まちづくり戦略地区」について、平成 20 年度に調査を予定しています。</li> </ul>
<p><b>(2) 地域まちづくりの推進体制</b></p> <p>将来的には区と局との役割分担の見直し、さらなる区のみまちづくり機能の強化について検討すべきである。なお、平成 19 年 5 月から、地域まちづくり課の業務の一部を青葉区に移し、ルールづくり相談コーナーをセンター化するモデル事業を行っているが、この検証結果を生かすことも必要である。</p> <p>地域まちづくりを機動的・総合的かつ柔軟に推進するため、まちづくり支援団体や市民活動支援センターなどとの協働関係の構築を検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画では、平成 22 年度までに区役所の政策調整・地域支援機能の強化を行うことになっています。これに合わせ、青葉区におけるモデル事業の検証を行い、区の実情に合わせたまちづくり機能の強化を検討していきます。</li> <li>・総合的な推進のため、市民活動支援センターや区版支援センターとの連携を進めるとともに、まちづくり支援団体との協働協約の充実や連携の強化を検討していきます。</li> </ul>
<p><b>(3) 支援制度についての情報提供</b></p> <p>支援制度の詳細な内容をホームページに記載するとともに、支援制度利用者のためのハンドブックのようなものを作る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に地域まちづくり支援制度にかかる要綱等をホームページに掲載します。また、支援制度利用者のためのハンドブックを作成し、平成 20 年度開始前に登録グループ・認定組織等に配布します。</li> </ul>
<p><b>5 報告書について</b></p> <p>地域まちづくり推進条例や支援制度等を市民によく知ってもらい、地域まちづくりを推進するために、事例を含めた読み物として編集し、多くの市民に読んでもらえるようなものを発行することを強く希望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の趣旨に合ったものを、平成 19 年度中に、『地域まちづくり白書』（仮称）として発行する計画です。</li> </ul>